

第5章

計画の推進



## 第1節 計画の推進

### 1 中間年度の進捗状況評価

高齢者医療確保法第11条により、都道府県は、都道府県医療費適正化計画を作成した年度の翌々年度において、計画の進捗状況に関する評価を行うとともに、その結果を公表することとなっています。

これを踏まえ、東京都においては、計画の中間年度である平成22（2010）年度に計画の中間評価を行い、評価結果を公表します。

なお、中間評価の結果によっては、必要に応じ計画の見直しに活用するほか、次期東京都医療費適正化計画の策定に生かします。

### 2 第1期計画の実績評価

高齢者医療確保法第12条により、都道府県は、都道府県医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行い、評価結果を公表することとなっています。

これを踏まえ、東京都においては平成25（2013）年度に第1期計画の実績評価を行い、評価結果を公表します。

## 第2節 計画の周知

本計画は、東京都ホームページに掲載し、都民に対し広く周知します。